

平成 29 年 2 月 24 日

文化審議会著作権分科会  
法制・基本問題小委員会 様

社会福祉法人日本盲人会連合  
会 長 竹下 義樹  
(公 印 省 略)

### 著作権法改正に関する意見書

日頃より視覚障害者の読書環境の改善にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、「視覚障害者をはじめ印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の批准に向け、私たちが抱えてきた著作権に関する課題を含め、必要な著作権法改正にご尽力いただいていることに深く敬意を表します。

今後、文化審議会著作権分科法制・基本問題小委員会にて具体的な審議が始まると伺っておりますが、改めて次の通り、著作権法改正に関する当連合の意見を表明いたします。

#### 記

#### 1 著作権法第 37 条第 3 項における受益者の拡大

マラケシュ条約に批准するためには現行の第 37 条第 3 項の権利制限対象者を拡大し、視覚障害者や文字の読み書きに困難のある発達障害者などに加え、マラケシュ条約が受益者と定義する上肢に障害のある身体障害者や寝たきりの状態にある人など、いわゆるプリントディスアビリティのある読字障害者を対象にすることが必須です。速やかに改正事項に盛り込んでいただけますようお願い致します。

#### 2 受益者への公衆送信の法定化

現在、第 37 条第 3 項で自動公衆送信は認められていますが、公衆送信は認められておりません。よって、障害者がサピエ図書館などのインターネット上の電子図書館からアクセシブルな図書をダウンロードすることはできますが、図書館などからメールサービスで情報を発信することはできません。しかし、視覚障害者の中にはパソコン操作に精通していない者も少なからずおります。また、著作権のある情報の中にも障害者の安全や安心に関わる情報や暮らしを豊かにする図書などが数多く含まれております。このような情報もメールサービスで、希望する視覚障害者などにタイムリーに、かつ円滑に情報発信できるようにしていただくことを望んでおります。速やかに改正事項に盛り込んでいただけますようお願い致します。

### 3 著作権法第37条第3項により複製が認められている者に関する規制緩和

マラケシュ条約が求めるように、視覚障害者などがより多くの著作物にアクセスできるようになるには、ボランティア団体や社会福祉協議会、障害者団体などが、著作権許諾の問題に悩まされることなく、拡大写本、音訳、電子化などに取り組めるような環境が求められます。第37条第3項には、「福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」とあります。しかし、現在の政令では学校図書館や、公共図書館、国会図書館などは明記されていますが、上述の団体は示されておりません。速やかに政令を改正するなどの策を講じていただけますようお願い致します。

### 4 テレビ番組への音声解説付与に関する権利制限

今日のテレビ放送において一部の番組には音声解説が付与されていますが、決して十分ではありません。本来は放送事業者に放送のバリアフリー化に向けて努力していただきたいところですが、それを補完する意味で社会福祉法人などの第三者が著作権許諾の問題に悩まされることなく、音声解説の付与に取り組めるような環境を望んでおります。しかし、この件につきましては、権利者団体との折り合いもついておりませんし、マラケシュ条約が求める発行された著作物へのアクセス保障とも言い切れませんので、今回の法改正のタイミングでは見送らざるを得ないと考えております。ただし、視覚障害者にとってテレビは大切な情報源ですので、引き続き、権利者団体との協議の場を提供していただき、問題の解決に向けてご尽力いただけますようお願い致します。

以上